

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 7 月 27 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700084号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700059号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年12月31日から昭和48年1月1日に訂正し、昭和47年12月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

昭和47年12月31日から昭和48年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和47年12月31日から昭和48年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年12月31日から昭和48年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所における資格喪失年月日が、昭和47年12月31日と記録されている。

しかし、A事業所には、昭和47年12月31日まで在籍しており、同年12月分の厚生年金保険料を控除されているので、資格喪失年月日を昭和48年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書、B事業所の回答、A事業所における請求期間当時の事務担当者の回答並びに同事業所に係る事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録における被保険者の資格喪失日に係る記録から判断すると、請求者が、請求期間において同事業所に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和48年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを昭和47年12月31日と誤って記録したとは考え難いことから、請求者の資格喪失年月日を昭和47年12月31日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700080号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700060号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年10月21日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和52年10月21日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和52年10月21日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年10月21日から同年11月1日まで

年金事務所からA社における厚生年金保険の記録に係る照会文書が届いたので、ねんきん定期便を確認したところ、同社の本社からB支店に異動した期間に係る被保険者記録がないことが分かった。

請求期間において、A社本社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の後継事業所であるC社の回答、同社から提出された請求者に係る「人事記録」、雇用保険の加入記録並びに請求期間前後の期間に係る厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬月額の記録が請求者と同じである元同僚から提出された昭和52年9月度から同年12月度までの給料明細書から判断すると、請求者が、請求期間においてA社本社に継続して勤務し(昭和52年11月1日にA社本社から同社B支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者及び前述の元同僚の厚生年金保険の標準報酬月額の記録並びに当該元同僚から提出された給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、A社に係る被保険者名簿における請求者の資格喪失年月日(昭和52年10月21日)がD厚生年金基金の加入員記録における請求者の資格喪失年月日と同日であり、事業主が資格喪失年月日を昭和52年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金の双方がこれを同年10月21日と誤って記録したとは考え難いことから、昭和52年10月21日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700091号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700023号

第1 結論

昭和51年1月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年1月から昭和55年3月まで

国民年金の加入手続については妻が行い、請求期間の国民年金保険料についても、妻が自身の分と一緒に、自宅に来ていたA県B市の集金人に納付した。国民年金保険料を納付すると領収証書をもらえたが、請求期間の頃からは、集金人に「市役所の台帳でちゃんと管理しているから。」と言われ、領収証書をもらえなくなった。

請求期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「国民年金の加入手続については妻が行い、請求期間の国民年金保険料についても、妻が自身の分と一緒にB市の集金人に納付した。」旨主張しており、請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者の記録及び請求者が所持する国民年金手帳の発行日(昭和49年2月13日)から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和49年2月頃にB市において行われたものと推認できる。

しかしながら、B市の国民年金の事業概要(平成28年度版)を見ると、同市は、国民年金保険料の徴収方法について、昭和52年3月31日に集金制度を全面廃止し、口座振替及び納付書による納付方式に変更したことが掲載されていることから、請求者の妻は、請求期間の大部分について、同市の集金人に国民年金保険料を納付することができず、このことは請求者の主張と符合しない上、請求者の妻から、請求期間の国民年金保険料を集金人に納付する方法以外の方法により納付した旨の主張も無い。

また、国民年金の加入手続を行った場合には国民年金手帳記号番号が払い出されるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月1日に、請求者及びその妻がB市の次に居住したA県C市において払い出されており、請求者の妻に対し、別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから判断すると、当該番号が払い出されるまで、請求者の妻は国民年金に加入しておらず、請求者の妻は、請求者及び自身の国民年金保険料と一緒に納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、B市の昭和48年度から昭和57年度までの国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、請求者が領収証書を所持している昭和48年4月から昭和50年9月までの期間に係る国民年金保険料の収納記録を確認することができるが、請求期間の国民年金保険料が納付されたことを示す収納記録は見当たらず、当該収滞納一覧表の請求者に係る収納記録は、全てオンライン記録と符合しており、不自然な点は見当たらない。

加えて、請求者のオンライン記録によると、請求期間のほか、11期間で合計272か月の国民年金保険料が未納となっている上、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700092号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700024号

第1 結論

昭和50年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年1月から昭和61年3月まで

国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、昭和49年*月に長女が生まれた翌月には、国民年金保険料を納付した確かな記憶が有るので、それまでには国民年金の加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、自宅に来ていたA県B市の集金人に、夫の分と合わせて夫婦二人分を納付し、昭和57年7月にA県C市に転居してからも夫婦二人分を納付した。

C市に転居してからの国民年金保険料の納付方法を記憶していないが、国民年金保険料を納付したはずなので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「国民年金の加入手続については記憶していないが、昭和50年1月までには国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、夫の分と合わせて夫婦二人分をB市の集金人に納付し、昭和57年7月にC市に転居してからも、納付方法を記憶していないが引き続き夫婦二人分を納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行う必要があり、加入手続が行われた場合には国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月1日に、請求者がB市の次に居住したC市において払い出されており、同番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年5月頃に同市において行われたものと推認でき、このことは請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点(昭和61年5月頃)において、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料については、遡って納付することは可能であるが、請求者から、請求期間の国民年金保険料を遡って納付した旨の主張は無く、残る大半の期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

さらに、請求期間のうち、請求者の住所地がB市であった昭和50年1月から昭和57年7月までの期間について、同市の国民年金の事業概要(平成28年度版)を見ると、同市は、国民年金保険料の徴収方法について、昭和52年3月31日に集金制度を全面廃止し、口座振替及び納付書による納付方式に変更したことが掲載されていることから、請求者は、当該期間の大部分について、同市の集金人に国民年金保険料を納付することができず、このことも請求者の主張と符合しない。

加えて、請求期間のうち、請求者の住所地がC市であった昭和57年7月から昭和61年3月

までの期間について、請求者は、「C市に転居してからの国民年金保険料の納付方法を記憶していない。」としており、請求者から、当該期間の国民年金保険料の納付状況について具体的な主張は無い。

また、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年1月から昭和57年7月までの期間にB市において払い出された国民年金手帳記号番号及び同年7月から昭和61年3月までの期間にC市において払い出された同番号の視認による縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求期間は135か月と長期間であり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、請求者の夫に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、口座振替の銀行欄に「D（銀行名） E（支店名）」、同口座欄に「*」及び同開始欄に「55.12」と記されているが、F銀行G支店の担当者は、D銀行（現在は、F銀行）E支店の請求期間当時の預金口座に係る出入金明細の保管状況について、「10年を経過したものは、廃棄しており残っていない。」旨陳述していることから、当該口座に係る請求期間当時の振替納付の状況を確認することができない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。